

沼田市電子地域通貨利用規約

沼田市電子地域通貨利用規約（以下「本規約」といいます。）は、沼田市（以下「発行者」といいます。）が、株式会社トラストバンク（以下「TB」といいます。）の提供するシステムを利用して発行する沼田市電子地域通貨の利用に関し、ユーザーの遵守事項並びに発行者及びユーザーの権利義務関係を定めるものです。沼田市電子地域通貨を利用する方は、本規約及び本システム利用規約にご同意いただいた上で、利用するものとします。

（定義）

第1条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「アプリ型」とは、発行者が発行する地域通貨の発行形態のうち、本アプリ（ユーザー）上のQRコードと紐づく形で本QR決済システム上に地域通貨のポイントが登録され、当該本アプリ（ユーザー）上のQRコードの提示を受けた加盟店がQRコードを読み取ることにより登録されたポイントの利用が可能となる形態をいいます。
- (2) 「カード型」とは、発行者が発行する地域通貨の発行形態のうち、本カード上のQRコードと紐づく形で本QR決済システム上に地域通貨のポイントが登録され、当該本カードの提示を受けた加盟店がQRコードを読み取ることにより登録されたポイントの利用が可能となる形態をいいます。
- (3) 「加盟店」とは、発行者から認定を受け、ユーザーとの間で自己が指定した対象商品等について地域通貨利用取引を行う個人又は法人をいいます。
- (4) 「対象商品等」とは、加盟店が地域通貨の一定のポイント数と引き換えにユーザーに提供するものとして、発行者が指定した商品又はサービスをいいます。
- (5) 「地域通貨」とは、発行者が、本システムを通じて、ユーザーに対して発行し、電磁的方法により記録されるポイントであって、ユーザーが加盟店において地域通貨利用取引の決済に利用することができるものをいい、別表に定める条件が適用されるものをいいます。
- (6) 「地域通貨利用取引」とは、ユーザーが、加盟店において、発行者から発行を受けた地域通貨のポイントと引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- (7) 「本アプリ（加盟店）」とは、加盟店が地域通貨による決済、同決済情報の確認の目的で加盟店の情報端末上において利用する、TBが開発し加盟店に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。

- (8) 「本アプリ（発行者）」とは、発行者が地域通貨の発行、管理等の目的で発行者の情報端末上において利用する、T Bが開発し発行者に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (9) 「本アプリ（ユーザー）」とは、ユーザーが地域通貨の発行を受け、利用する目的でユーザーの情報端末上において利用する、T Bが開発しユーザーに提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (10) 「c h i i c a サイト」とは、T Bが運営管理する「c h i i c a」という名称の地域通貨に関するサイトをいいます。
- (11) 「本カード」とは、地域通貨のポイントの発行、利用のために発行者がユーザーに対し交付する、Q Rコードが掲載されているカードをいいます。
- (12) 「本Q R決済システム」とは、T Bが運営管理する地域通貨の利用のためのQ Rコード決済用のシステムをいいます。
- (13) 「ユーザー」とは、本規約の内容に同意のうえ地域通貨の発行を受け、地域通貨を利用する個人をいいます。
- (14) 「個人情報」とは、地域通貨の発行又は利用に際し発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。
- (15) 「本システム利用規約」とは、別途、T Bが定める「c h i i c a アプリ等ユーザー利用規約」をいいます。

（地域通貨の発行）

第2条 ユーザーは、別表に規定する発行場所で、別表に規定する発行に関する各種条件に基づき、発行者に対し地域通貨の発行を申し込むことができます。

2 ユーザーは、アプリ型の地域通貨の発行を申し込む場合、本アプリ（ユーザー）に登録しなければならないものとし、カード型の地域通貨の発行を申し込む場合、発行者所定の利用申込書に必要事項を記入し、本カードの発行を受けなければならないものとします。なお、本カードの利用申込みは、本カードの発行を求める本人のみが行えるものとし、代理人による利用申込みは、行えないものとします。

3 発行者は、次の各号のいずれかに定める方法により、地域通貨を発行するものとします。

(1) アプリ型の場合、発行者が、本アプリ（発行者）を利用して、本アプリ（ユーザー）に表示されたQRコードを読み取り、本アプリ（発行者）に所定の情報を入力し、本QR決済システム上に同情報を反映させる方法

(2) カード型の場合、発行者が、本QR決済システムを通じて生成されるQRコードが掲載されている本カードをユーザーに交付し、本カードに表示されたQRコードを読み取り、本アプリ（発行者）に所定の情報を入力し、本QR決済システム上に同情報を反映させる方法

4 発行者は、ユーザーによる第1項に基づく地域通貨の発行の申込みを承諾するときは、ユーザーによる所定の方法による発行代金の決済完了等、別表に規定する発行に関する各種条件の範囲内で、速やかに、前項により、地域通貨を発行します。ただし、発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、地域通貨の発行を一時的に停止する必要があることをユーザーはあらかじめ承諾するものとします。

5 ユーザーは、発行された地域通貨の残高を、アプリ型の場合は本アプリ（ユーザー）、カード型の場合は本カード上に表示されたQRコードを本アプリ（加盟店）により読み取る方法、又はchicaサイト上の残高確認専用ページにアクセスし本カードに記載されている会員コードを入力する方法により確認することができます。

6 地域通貨の発行に要する、ユーザーの携帯電話の通信料・接続料等はユーザーが負担するものとします。

7 ユーザーが、本アプリ（ユーザー）又は本カードの会員から退会する場合その他の理由によりユーザーとしての登録を抹消された場合、本アプリ（ユーザー）又は本カードに登録された地域通貨は失効します。発行者は、本項に基づき本アプリ（ユーザー）又は本カードに登録された地域通貨が失効したことについて、何ら責任を負わないものとします。

（地域通貨の利用）

第3条 ユーザーは次の各号のいずれかの方法により、地域通貨を、加盟店との間の地域通貨利用取引の決済に利用することができるものとします。

(1) ユーザーが、本アプリ（ユーザー）上又は本カード上に表示されるQRコードを加盟店に提示し、加盟店が、本アプリ（加盟店）を利用して当該QRコードを読み取り、当該決済においてユーザーの利用を希望する地域通貨のポイントを減じる操作を行

い、当該ポイントが本QR決済システム上自動的に減算される方法

(2) ユーザーが、本アプリ（ユーザー）を利用して加盟店に置かれたQRコードを読み取り、当該決済においてユーザーが利用を希望する地域通貨のポイントを減じる操作を行い、当該ポイントが本QR決済システム上自動的に減算される方法

2 ユーザーは、事前にQRコードをキャプチャした画像、その他、本アプリ（ユーザー）、本カード及びこれらに表示されるQRコードの複製物を提示する形での地域通貨の利用はできません。

3 ユーザーは、地域通貨利用取引の完了後、本アプリ（ユーザー）、本カード上に表示されたQRコードを情報端末により読み取る方法、その他の方法により、利用残高が正しく表示されていることを確認するものとします。

4 地域通貨の利用に要する、ユーザーの携帯電話の通信料・接続料等はユーザーが負担するものとします。

（地域通貨利用取引の取消し等）

第4条 ユーザーは、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、加盟店との間で行った地域通貨利用取引を取り消し、又は解除することができないものとします。

（払戻し）

第5条 ユーザーは、地域通貨の発行を受けた後は、払戻しを受けることはできません。

（ユーザーの義務）

第6条 ユーザーは、本アプリ（ユーザー）、本カード、及びこれらにより表示されるQRコード並びに地域通貨を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならないものとします。

2 ユーザーは、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

(1) 本アプリ（ユーザー）、本カード、及びこれらにより表示されるQRコード並びに地域通貨を複製し、改変し、公衆送信し、若しくは貸与、譲渡、売買その他の方法により第三者に承継させ、又は第三者に利用させること（ただし、発行者が許容する場合、ユーザーは、別途、TBが定める「chiica アプリ等ユーザー利用規約」に規定する条件に従い、地域通貨を譲渡することができますが、譲渡人及び譲受人の間で締結された譲渡に係る契約が無効であり、又は取り消された場合においても、当該譲渡手続には何らの影響を及ぼさないものとし、これらに関連して譲渡人又は譲受人その他の第三者に損害が生じた

としても、発行者は一切の責任を負わないものとします。) ~~すること~~

- (2) 本アプリ（ユーザー）、本カード、及びこれらにより表示されるQRコード並びに地域通貨を偽造し、変造し、又は改ざんするなど、不正な方法により利用すること
- (3) ユーザー1人が、本アプリ（ユーザー）及び本カードを併用すること
- (4) ユーザー1人が、本カードを2枚以上所有すること
- (5) マネーロンダリング、換金目的などで地域通貨利用取引を行うこと
- (6) 違法又は公序良俗に反する目的で地域通貨の発行を受け、又は地域通貨利用取引を行うこと
- (7) 申込みに際し、発行者に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出ること
- (8) その他本規約に反すること

3 前項に規定するほか、地域通貨を不正に利用する行為（ユーザーその他発行者が不適切と判断する行為）をユーザーが行った場合又はその恐れがあると発行者が認めた場合、発行者及び加盟店は、ユーザーによる地域通貨の利用を認めない場合があります。また、ユーザーが前2項に違反し、本カードを紛失し、その他の理由により地域通貨を第三者に利用されるなどして失った場合においても、発行者は一切の責任を負わないものとします。

4 ユーザーは、本規約に違反したことにより発行者又は加盟店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとします。

5 発行者は、本条に基づき実施した措置によりユーザーに損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

（有効期間）

第7条 地域通貨の有効期間は、別表に定める期間とします。

（個人情報等の取扱い）

第8条 発行者は、地域通貨の発行又は利用にあたり収集された個人情報を次の各号に掲げる目的にのみ使用し、その管理、共同使用等について、適切に取り扱うものとします。

- (1) 地域通貨の運営及びサービス提供
- (2) サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- (3) 電子メール等の通知手段による情報発信
- (4) ユーザーからのお問い合わせ等に対する適切な対応
- (5) 個人を特定できない形の統計情報としての使用

(6) その他上記各使用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

2 ユーザーは、発行者が本規約に規定する事項に係る業務を発行者が指定する第三者に委託する場合において、発行者及び受託者が必要な措置を講じた上で、ご提供いただいた個人情報を受託者に提供し、受託者が委託業務の範囲内でご提供いただいた個人情報を使用することについて同意するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第9条 ユーザーは、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること

(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 ユーザーは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 発行者は、ユーザーが前各項に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、ユーザーの保有する地域通貨の残高について、利用資格を

取り消すことができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因してユーザーに損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

- 4 前項の場合、当該ユーザーの保有する地域通貨残高は失効するものとし、この場合において、発行者は、払戻しはいたしません。

(利用中止)

第10条 発行者は、地域通貨を適正に運営するために、次の各号のいずれかに該当する場合には、ユーザーに対し事前に通知することなく、地域通貨の発行及び地域通貨利用取引の全部又は一部を停止又は中止することがあります。この場合において、ユーザーは、地域通貨の全部又は一部を利用することができません。また、発行者は、ユーザーが次の各号のいずれにも該当しないことを確認するために、発行者が必要と判断する本人確認等の確認を行うことができ、かかる確認が完了するまで、地域通貨の発行及び地域通貨利用取引の全部又は一部を停止又は中止することができます。

- (1) 発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、災害又は事変等やむを得ない事由により、本QR決済システムを利用することができない場合
- (2) システムの保守・点検等により、本QR決済システムを停止する必要がある場合
- (3) ユーザーが本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合
- (4) 利用者が地域通貨を違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合
- (5) キャンペーン等によって付与される特典を不正に得る目的で同一の利用者が二つ以上の本アプリ（ユーザー）または本カードを利用した場合
- (6) 地域通貨の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合

- 2 発行者及び加盟店は、本条に基づき実施した措置に基づきユーザーに損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

(本規約の変更)

第11条 発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、ユーザーに当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、ユーザーが地域通貨を利用した場合には、ユーザーは、本規約の変更に同意したものとみなします。

(権利義務の譲渡等)

第12条 ユーザーは、発行者の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

(地域通貨の発行及び管理に関する業務の終了)

第13条 発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、地域通貨の発行及び管理に関する業務の全部又は一部終了することがあります。この場合、所定のウェブサイト等において掲載することによりユーザーに周知する措置を講じます。

(分離可能性)

第14条 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

(連絡又は通知の方法)

第15条 本規約の変更に関する通知その他発行者からユーザーに対する連絡又は通知は、本アプリ（ユーザー）又はchicaサイト上の適宜の場所への掲示、その他発行者の定める方法で行うものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第16条 本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

本規約は、令和2年10月30日から施行する。

附 則

本規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和7年2月1日から施行する。

別表

番号	項 目	概 要
1	名 称	t e n g o o
2	発行単位	てんぐー
3	発行開始日	令和3年4月1日
4	発行期間	令和3年4月1日から当分の間
5	有効期間	発行者が別途通知する期間とします。
6	発行代金	1 てんぐーの発行につき1円とします。
7	発行上限	ユーザーごとに過去の購入履歴に応じて、発行者が別途通知する「発行上限」を設けます。ただし、発行上限には、「10 プレミアムポイント」により発行者から付与されるプレミアムポイントは含まれません。
8	発行場所	発行者が別途通知する窓口及び沼田市内に所在する地域通貨指定販売所とします。地域通貨指定販売所に関する情報は、発行者所定のホームページに掲載します。
9	利用可能店舗	沼田市内に所在する加盟店。加盟店に関する情報は、発行者所定のホームページに掲載します。
10	プレミアムポイント	発行者は、発行者が別途通知する条件により、加盟店において1 てんぐー1円で利用できる地域通貨のプレミアムポイントをユーザーに付与します。また、プレミアムポイントの付与については、発行者が「プレミアムポイント発行上限」を定めて終了することができます。